

「青森市創業支援等事業計画」 認定特定創業支援等事業を受けたことの証明について

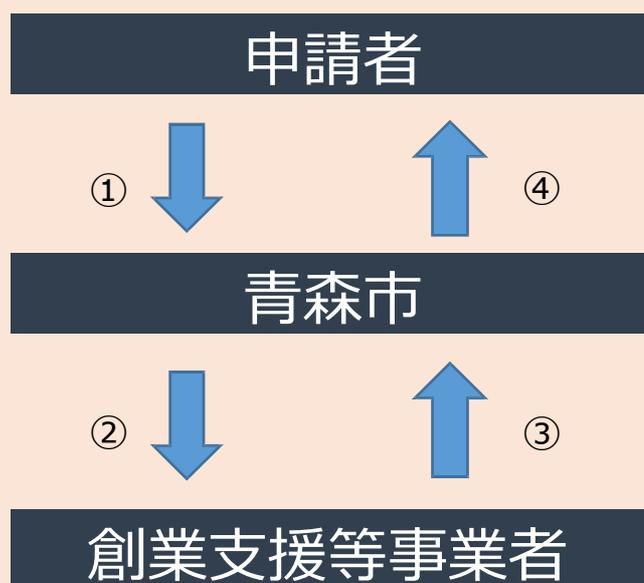
証明を希望する方は、申請書を市に提出していただきます。（申請時において、市が申請者の住所、名称、氏名、電話番号等の情報を創業支援等事業者提供し、創業支援等事業者から支援内容の報告を受けることに同意していただきます。）

市は、申請書に記載のあった創業支援等事業者に支援内容を確認し、事実確認がとれた場合に証明書を交付します。

※青森市創業支援等事業計画に定める特定創業支援等事業は、中小企業庁HP内の「創業支援等事業計画概要図」をご覧ください。

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/chiiki/nintei/2014-3/2-9.pdf>

【交付までのフロー図】



①	申請	申請書（様式1）、特定創業支援等事業に係る個人情報の提供に関する同意書（様式2）の提出
②	照会	市が、申請書に記載のあった創業支援等事業者に対し、事実確認について照会します。
③	回答	創業支援等事業者が、照会内容について回答します。
④	交付 (不交付)	市が、事実確認のとれた申請者に対し、証明書を交付します。 (不交付の場合は、不交付決定通知書を通知します。)

◎ 証明書交付に関する問い合わせ先
青森市 経済部 しごと創造課
電話：017-734-2378